

児童相談所

【仙台市児童相談所】

青葉区東照宮 1 丁目 1 8 - 1 ☎ 0 2 2 - 7 1 8 - 2 5 8 0

【宮城県中央児童相談所】

名取市美田園 2 丁目 1 - 4 ☎ 0 2 2 - 7 8 4 - 3 5 8 3

【宮城県中央児童相談所黒川支所】

富谷市ひより台 2 丁目 4 2 - 2 ☎ 0 2 2 - 3 4 1 - 6 9 8 5

【宮城県北部児童相談所】

大崎市古川駅南 2 丁目 4 - 3 ☎ 0 2 2 9 - 2 2 - 0 0 3 0

【宮城県東部児童相談所】

石巻市あゆみ野 5 丁目 7 ☎ 0 2 2 5 - 9 5 - 1 1 2 1

【宮城県東部児童相談所気仙沼支所】

気仙沼市東新城 3 丁目 3 - 3 ☎ 0 2 2 6 - 2 1 - 1 0 2 0

法務少年支援センター仙台(少年鑑別所)

〒 9 8 4 - 0 8 2 5

仙台市若林区古城 3 丁目 2 7 - 1 7

☎ 0 2 2 - 2 8 6 - 2 3 2 2 (平日 9 時～1 7 時)

メール



HP



宮城県警察

〒 9 8 0 - 0 0 1 4

仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号

【少年相談電話】

☎ 0 2 2 - 2 2 2 - 4 9 7 0

※ 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (土日、祝日、年末年始を除く。)

【いじめ 1 1 0 番】

☎ 0 2 2 - 2 2 1 - 7 8 6 7

※ 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (土日、祝日、年末年始を除く。)

【警察相談専用電話】

☎ # 9 1 1 0

各警察署の相談窓口は、宮城県警ホームページを御覧ください。

相談された方からの声

生活を共にしている関係上、関係悪化のおそれがある厳しい指導はできにくく、第三者の介入が有り難かったです。

無料で相談できることが有り難かったです。

同僚の中には、新しいことへの挑戦に難色を示す者も少なくないため、第三者からの後押しが有効でした。

問題点や欠点ばかりに目が向きがちであったところ、対象者の「強み」という視点を提示してもらい、参考になりました。

継続的な支援がありがたかったです。

どのような支援や指導をして良いか分からず、問題行動に対するワークブックの実施や心理検査結果のフィードバックが有り難かったです。

個人情報管理が徹底していて安心できました。

支援者が感じていた違和感や疑問を言語化してもらえ、納得できました。また、共通理解ができ、関係者の足並みをそろえられました。

いじめ 持ち出し 性的 万引き 不良交友
家財 持ち出し 家出 暴力 逸脱 行動クシヨ

困ったときの

手引き

一 問題行動や非行・犯罪にお悩みの
保護者・御本人・関係者の方へ 一

宮城県内の

児童相談所と

少年鑑別所と

警察が

一緒に考えました！

私たちは
例えばこのように提案します

中学生の娘が、買い与えていない物を持っています。ためた小遣いで買った物かもしれませんが、万引きをしたのかもしれません。

娘さんとお話をして事実を確認しませんか。小遣いで買った品物、万引きで得た品物、どちらの可能性もあります。また、だれかからもらい受けた品物かもしれません。その場合、娘さんが何かの対価として相手方から渡された可能性もあり、事件の被害に遭ったおそれも否定できません。娘さんからのお話の聞き方などについて、一緒に考えさせてもらえませんか。
(宮城県警察)



こどもの家庭内暴力に困っています。

保護者の方も、こども自身も苦しい気持ちを抱えていると思います。児童福祉司や児童心理司と今までの生活歴やどんな時に暴力行心理司と今までの生活歴やどんな時に暴力行為があるのか等、振り返っていきます。こどもの特性等に応じた関わり方や、こども自身の振り返りを一緒にを行い、解決方法や継続的な相談先など一緒に考えます。
(児童相談所)

こどもが家のお金を持ち出す上
うそばかりついて困っています。

家の中なのに休まらない気持ちでいらっしやることと思います。家族療法や認知行動療法の観点を用いて、家庭内でのルール作りを考えたり、お子さんへ指導したりすることが可能です。「困らせている子は困っている子」ですので、根本にあるお子さんの困り感を探り、解決方法を一緒に模索してみませんか。
(法務少年支援センター仙台)



児童相談所

県は五つ、仙台市は一つの児童相談所を所管

児童福祉の
専門機関



法務少年支援センター仙台

少年鑑別所に併設されている非行・犯罪に係る相談機関

非行心理の
スペシャリスト



宮城県警察

少年事件の捜査・調査、少年の福祉を害する犯罪の取締り、被害少年等の保護等を行う機関

少年を被害者にも
加害者にも
しないために



対応者	主に調査や面接、関係機関との調整を行う児童福祉司や、心理検査やカウンセリングを行う児童心理司等 	刑務所、少年院、少年鑑別所で在所（院）者等の立ち直りを支援する心理技官や法務教官 	少年問題に関する専門的な知識と技能を有する少年警察補導員及び警察官 
支援内容	非行等の相談に応じて、関係機関と連携しながら児童福祉司等が相談に応じるなどします。 	非行や犯罪などの問題行動の背景について、面接や心理検査を用いて精査し、法教育や指導を継続的に行います。 	非行の防止及び保護のため、関係機関と連携して必要な措置を講じたり、少年の非行や被害に関する相談を受け、問題の解決に向けて取り組んだりします。 
強み	・虐待、養護、性格行動、発達、非行等幅広く対応 ・こどもや家庭から聴き取りを行いながら解決方法を一緒に考える ・一時保護や措置機能を有する	・問題行動別ワークブック（性・暴力・窃盗等8種類） ・成人の相談も可能 	・事件捜査等による少年の再非行及び再被害の防止 ・非行の前兆段階にある不良行為少年等の補導活動 ・立ち直り支援活動に係る地域資源
年齢	原則 18 歳未満	全年齢	20 歳未満
拠点	 6 か所 	1 か所 	 警察本部及び県内各警察署 

※私たちはお互いに連携しています。相談者様の意向があれば情報共有を行うほか、共同して支援することもあります。